

新型インフルエンザ等対応
会計検査院業務継続計画

平成22年4月
〔最終改正平成30年3月〕

会計検査院

目 次

第 1	総 則	1
1	本計画の目的	1
2	実施方針	2
3	本計画の適用範囲等	2
4	他の同種の計画との関係	2
5	政府及び本院の体制	3
第 2	業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定	5
第 3	業務継続計画と本院の業務との関係	6
1	本院の業務継続の基本的な考え方	6
2	継続計画上の業務の大分類と対応	6
3	本院の業務の特性と分類の考え方	7
4	本院の業務と感染リスクの関係	8
5	受検側に対する配慮	9
第 4	継続すべき優先業務	9
1	新型コロナウイルス等発生時の業務の状況	9
2	強化・拡充業務	10
3	一般継続業務	11
4	一般継続業務内での優先順位	12
5	縮小・中断すべき業務	12
第 5	発生時における業務継続体制の確保	12
1	発生時における本継続計画の実施責任者等	12
2	発生時における本継続計画実施のための意思決定過程	13
3	決裁権者等が欠勤せざるを得ない場合の対応	13
4	人員の一時的調整に当たっての留意事項等	14
5	在宅勤務の実施等について	14
6	業務に関連する情報システム等の運用の確保	15
第 6	業務継続計画の実施	15
1	業務継続計画の発動と運用	15
2	柔軟な対応	15
3	院内連絡体制の確保	16
4	通常体制への復帰	16
第 7	業務継続のための良好な衛生環境等の確保等	17
1	庁舎内の衛生環境の確保及び入庁管理の徹底	17
2	必要な物資の確保	19
3	職員又は職員の家族が感染又は感染の疑いがある場合の対応	19
4	医務室の業務継続	20
第 8	業務継続計画の維持・管理等	20
1	関係機関等との調整	20
2	公表・周知	20
3	教育・訓練	20
4	点検・改善	21

(別添図)
別添1.....新型コロナウイルス等対策本部構成図
別添2.....情報伝達フローチャート

第1 総則

1 本計画の目的

- (1) 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。
- (2) 政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。
- (3) 政府の対応として、各府省等の参加の下、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）を設置し、府省等が新型インフルエンザ等発生時においても、基本的な国家機能を維持するための適切な対応策を策定できるよう「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（以下「BCPガイドライン」という。）を作成し公表しているところである。
- (4) 会計検査院の使命は、憲法上の機関として、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認することである。そして、その結果が次の予算の編成や執行に反映されることで、国の行財政活動の健全性を確保することが求められている。
- (5) 新型インフルエンザ等が流行した場合、最大40%程度の職員の欠勤が想定

され、本院のみならず検査の対象となる関係府省等（以下「受検側」という。）においても多大な混乱が予想される。そのような状況にあっても、上記の会計検査院に与えられた使命を確実に果たすため、本院の業務の特性を踏まえて、BCPガイドラインに基づき、新型インフルエンザ等対応会計検査院業務継続計画（以下「継続計画」という。）を策定するものである。

2 実施方針

- (1) 本継続計画の実施に当たっては、新型インフルエンザ等発生時、法定事項であり、かつ、予算執行の継続性を維持するために欠くことのできない検査報告作成業務その他会計経理の適正性の維持に必要な業務を確実に実施するため、必要な資源を集中する。また、上記業務の進捗をしんしゃくしつつ、順次他の優先業務から実施することとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、官房の各課等及び各局の各課等が相互に連携し、情報の共有、限られた人的資源の一時的調整、状況に応じた柔軟な判断により、円滑に本継続計画の内容を遂行するものとする。
- (3) 本院の業務の実施に当たっては、受検側に説明を行わせたり、資料や報告書の提出等の作業を求めたりすることが少なくない。受検側の業務負担なども配慮することなどにより、政府全体の業務継続に配慮しつつ、決算の確認等財政規律の維持に万全を期し、本院の与えられた使命を達成するよう努めることとする。

3 本計画の適用範囲等

- (1) 本継続計画は、安中研修所を含む会計検査院全組織を対象とする。
- (2) 検査の相手方への配慮事項等については、受検側の業務にも直接に影響を与えることとなる。新型インフルエンザ等発生時には、受検側の本院の検査課業務への対応については、本継続計画の関連部分を把握したうえで対処することが必要となる。

4 他の同種の計画との関係

- (1) 本院においては、平成20年8月、大規模地震その他の非常災害の発生を想定した業務継続計画を策定している。しかし、大規模地震等による災害の場合は、電気、ガス、水道、公共交通などの社会インフラや情報通信設備が甚大な被害を受けるのに対して、新型インフルエンザ等の感染症の場合は、基本的に被害を受けるのは人間であること、また、発生してからパンデミックになるまでに一定の期間があるため対応準備が可能であること、などの特徴

- がある（⇒表1参照）。そのため、災害用の業務継続計画をそのまま転用することは不可能であると判断し、別途、本継続計画を定めることとした。
- (2) 危機管理対応としての手続の中には、共通する部分があることから、参考にしながら策定している。また、大規模災害とパンデミックが同時に起こった場合には、両方の業務継続計画を併用しつつ対応することとする。
- (3) 府省等においては、業務継続計画とは別に、新型インフルエンザ等対策行動計画を定めているが、本院では、本継続計画の各項目の中に行動計画における必要事項を取り込むこととし、行動計画を別途定めることはしない。

表1 業務継続計画における地震被害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	・できる限り業務の継続・早期復旧を図る	・感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	・主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	・主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	・被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	・被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	・過去事例等からある程度の影響想定が可能	・長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	・主に兆候がなく突発する ・被害規模は事後の制御不可能	・海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・被害量は感染対策により左右される

（出典）BCPガイドライン

5 政府及び本院の体制

(1) 未発生期の体制（⇒P5 表2参照）

ア 政府では、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁対策会議において関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するとしており、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等を実施している。また、21年7月、内閣官房に「新型インフルエンザ等対策室」が設置され、新型インフルエンザを含めた感染症対策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に係る事務を処理している。

イ 会計検査院においては、事務総局次長をチーム長とし、事務総長官房の各課を構成員とした「新型インフルエンザ等対策チーム」を設置し、新型

インフルエンザ等が発生した場合に備え、各構成員が、発生時に対応すべき事項、連絡体制等について定めている。

(2) 発生期の体制（⇒P5 表2参照）

ア BCPガイドラインでは、発生期の段階を海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期に区分している。

イ 政府では、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（本部長：内閣総理大臣。以下「政府対策本部」という。）が設置され、その後の基本的な対処方針が決定され、同時に、新型インフルエンザ等対策本部事務局（事務局長：内閣官房副長官補（内政）。以下「政府対策本部事務局」という。）が組織され、各種対策の調整等が行われることとなる。

ウ 会計検査院においては、政府対策本部が海外発生期を宣言した時点で、対策チームを新型インフルエンザ等対策本部（本部長：事務総長。以下「本院対策本部」という。）に移行させる（⇒別添1及び別添2参照）。

エ 本院対策本部は、政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、発生状況を全組織に周知するものとする。

オ 本院の各課等は、本院対策本部の設置以降、本継続計画に基づいて、必要な職員への感染防止措置の実施及び業務の縮小・中断措置について、状況に応じて検討することとなる。

その際、一般継続業務及び縮小・中断業務等に係る検討・指示等についての要請は、官房にあっては上席企画調査官が、各局等にあっては監理官が、それぞれ調整を行うものとする（⇒P13 第5 2参照）。

カ 新型インフルエンザ等対応業務等のうち、職員の感染対策に関する業務の実施については、厚生管理官が主導して実施することとする（⇒P17～20第7 1(2)～(6)、同4参照）。

表2 新型インフルエンザ等の対策に係る政府及び会計検査院の体制

	未発生期	発生期
政府の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁対策会議(議長：内閣危機管理監) ※平成16年3月設置済 ・新型インフルエンザ等対策室(室長：内閣審議官) ※平成21年7月設置済 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部(本部長：内閣総理大臣) ※豚由来新型インフルエンザ(H1N1)対策として既に設置済 ・政府対策本部事務局(事務局長：内閣官房副長官補)の設置
会計検査院の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・対策チーム(チーム長：事務総局次長)が、各種対策を検討 ・連絡体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・本院対策本部(本部長：事務総長)を海外発生期で設置 ・同時に、本継続計画を発動

第2 業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定

- (1) 新型インフルエンザ等が発生した場合の被害の想定については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（関係省庁対策会議。25年6月策定）及びBCPガイドラインで示されている事態をもとに本継続計画を策定している。上記想定によれば、国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した職員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時に職員が欠勤する割合は、職員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最大40%程度が欠勤するケースが想定される。
- (3) (1)及び(2)により、職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定される。なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しい。
- (4) 本継続計画は、上記の想定に基づいて策定するものの、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要があり、それぞれの部署等において、柔軟に最善の対処ができるよう、本継続計画においては原則的な方針を定めることとする。

第3 業務継続計画と本院の業務との関係

1 本院の業務継続の基本的な考え方

- (1) 会計検査院の使命は、憲法上の機関として、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認することである。そして、その結果が次の予算編成や執行に反映されることで国の行財政活動の健全性を確保することが求められている。これらの業務は、財政の機能を適切に継続させるためには欠くことのできない機能であるが、直接には、他府省等のように国民生活の維持や社会・経済システムの安定等に関わるものではない。
- (2) 新型インフルエンザ等が、国内で発生し、被害想定レベルの欠勤者が生じた場合には、本院の業務に支障が生じるだけでなく、国民生活に密着した業務を行っている府省等においても同様な事態が生じることとなる。
- (3) 本院としては、発生時の業務の実施に当たり、府省等が行う国民生活を安定的に維持するための業務の継続に最大限の配慮を行うものとする。
- (4) (1)から(3)を前提として、各種の業務への取り組みに当たっては、まず感染対策業務を最優先で行うとともに、検査報告作成業務を確実に実施する一方で、不急の業務を縮小・中断する。
- (5) 感染を広める可能性のある実地検査やその他検査報告作成のための関連業務についても、状況に応じて、見直しすることを検討することとする。

2 継続計画上の業務の大分類と対応（⇒P7 表3参照）

- (1) 上記第3 1の業務継続の基本的な考え方に基づき、次のように業務を分類するものとする。
 - ア 強化・拡充業務
 - イ 一般継続業務
 - ウ 縮小・中断業務
- (2) (1)アの強化・拡充業務は、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものであり、職員の生命及び健康を保護するとともに、本院からの感染拡大防止のために最優先で実施される業務分類である。
- (3) (1)イの一般継続業務は、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務等の分類であって、これ

- ら(1)アとイの業務を合わせて、発生時継続業務という。
- (4) 発生時、海外発生期以降では(1)アを優先的に実施することとなるが、(1)イも確実に実施できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に、人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。
- (5) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- (6) 上記によっても対応ができない一般継続業務が生じた場合には、当該業務の中での優先順位を検討し、状況によっては、実地検査及び検査報告作成のための関連業務を見直すことも検討する。
- (7) 本院の一般継続業務の中には、受検側に、資料の提出を要求したり、報告書の提出を義務付けているものもある。それらについては、緊急性を考慮し、不急のものについては期限を延期したり、電子媒体での提出方法を検討するなど、受検側の負担を軽減する方法を検討する（⇒P9 第3 5参照）。

表3 基本的業務分類と対応

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○強化・拡充業務については、最優先に実施 ○一般継続業務については、適切に継続 ○発生時継続業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に一時的調整 ○人員を一時的に調整しても、なお継続困難である場合、継続業務内の優先順位を検討し、状況に応じて検査報告作成業務を見直す ○発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断 ○発生時継続業務については、職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫 ○受検側に要求する資料や義務付けられている報告書で、不急のものについては、延期その他の受検側の負担の軽減を図る |
|--|

3 本院の業務の特性と分類の考え方

- (1) 本院の業務の内容を区分すると、組織面からは、主として対内的な事務を行う官房業務と対外的な業務を行う検査課業務とに区分され、業務の実施場所からは、在庁業務と出張業務に区分される。また、検査等の内容からは、^(注1)決算の確認総括業務等と指摘案件報告業務に、検査の方法からは、書面検査と実地検査にそれぞれ区分することができる。
- (2) 本院の業務の特徴として、検査課業務には一定のサイクルがあり、1年の

うち、概ね11月から翌年の7月までが実地検査期間、8月から10月までが在庁期間で指摘案件報告業務の実施期間となっている。特に、実地検査では国内、海外を問わず、多くの出張が組まれることから、出張前に濃厚接触者となった場合の取り扱い、出張中に感染した場合の対応、受検側において感染が広がった場合の対応などを定めておく必要がある。

- (3) 本院の継続計画を策定するに当たっては、これら本院の業務の特性を踏まえて作成する必要がある。

(注1) 決算の確認総括業務等 財務検査第1課、財務検査第2課等が行う決算の確認総括業務及びその他法令上本院の検査を経ることが規定されている決算に係る検査業務をいう。

- (4) (1)で分類された業務の大部分を占める検査報告作成業務は一般継続業務であるが、その他の業務の中には、一般継続業務、縮小・中断業務双方が含まれており、業務の内容ごとに検討することが必要である。

- (5) 各業務内容と業務サイクルとの関係から対応を考える必要がある。本院の実地検査期間は、概ね11月から翌年の7月末であり、検査箇所は日本全国のみならず、海外にも及ぶ。この期間に発生が確認された場合、感染拡大の状況を見定めて、実地検査の見直しを検討する。

- (6) 決算の確認総括業務等及び指摘案件報告業務が最も輻輳する7月から10月頃までの間に感染が広がった場合、すべての部署で要員が不足する事態が想定されることから、その場合の人員の一時的調整及び業務の縮小等の調整手順等についても検討する必要がある。

4 本院の業務と感染リスクの関係

- (1) 本院の業務の特性及び分類（⇒P7 第3 3参照）に照らし合わせると、在庁業務における感染リスクは、家族が感染した場合の濃厚接触、通勤途上での感染、職員からの感染が考えられ、他の府省等と同様なリスクと考えられる。

- (2) 実地検査における感染リスクは、移動中、検査中、宿泊先、出張官相互間など、リスクは断然高くなる。

- (3) 新型インフルエンザ等は一定期間の潜伏期間があることから、出張官が感染するリスクのみならず、感染している出張官が受検側に感染を広げてしまう恐れもある。

- (4) (1)から(3)の感染リスクを踏まえ、出張前から体調管理に万全を期するとともに、特に出張に当たっては、感染拡大の状況を見定めて検討する。

5 受検側に対する配慮

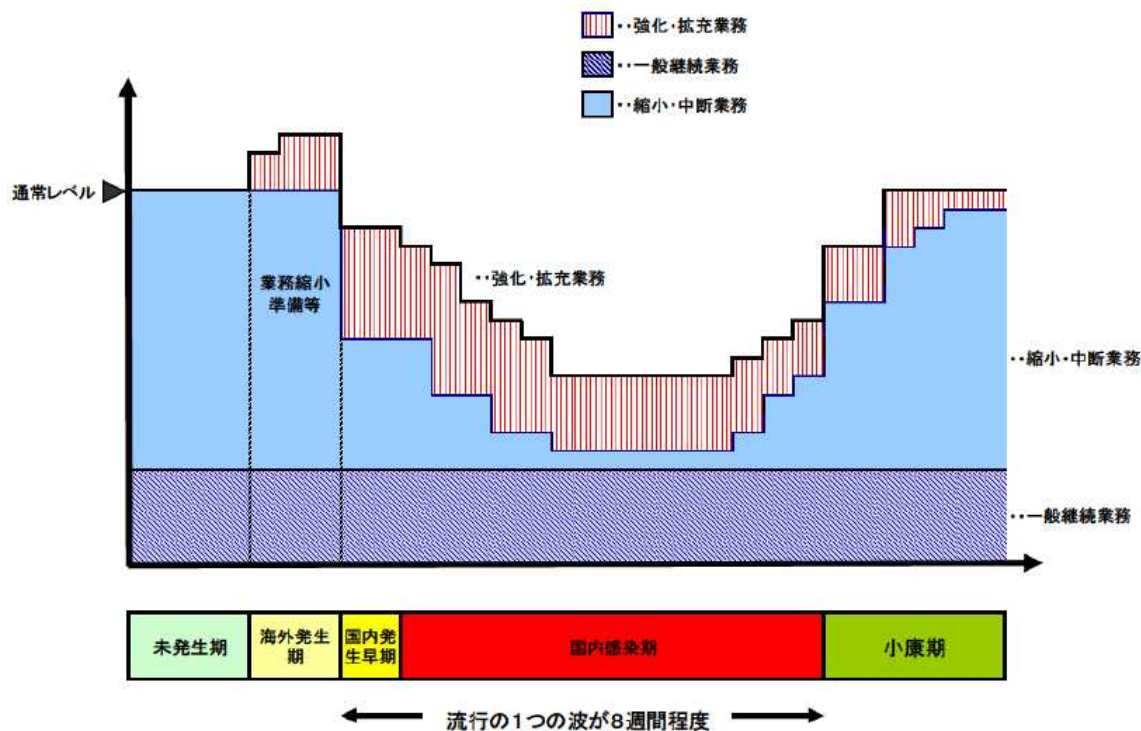
- (1) 本院の業務は、官房業務、検査課業務を問わず、受検側の対応を求めることが少なくない。特に、検査課業務においては、法令、規則等に基づき各種計算証明書類の提出を受けたり、実地検査のための調書等を作成させたり、また、検査結果の照会文書に対して回答を提出させたりするなど、受検側の説明責任の遂行が検査目的を達成するための前提となる。
- (2) 各検査課においては受検側の感染状況を随時把握するよう努め、国内発生早期、国内感染期においては、本院の出張体制が感染まん延の影響を受けていない場合であっても、受検側の感染状況や要望なども踏まえて、実地検査の見直しを検討する。
- (3) 受検側の提出書類については、法令・規則上可能であれば、必要に応じて、提出期限の延期など、制度の弾力的な運用を検討するが、その具体的な内容については、別途、実施細則により定める。

第4 継続すべき優先業務

1 新型インフルエンザ等発生時の業務の状況

新型インフルエンザ等が国内でまん延する事態となった場合、欠勤者が最大40%となると推計されている。その場合、通常 of 体制での業務の継続は不可能となり、業務に優先順位を付けて、緊急性のない優先順位の低い業務については、縮小・中断し、多少なりとも人員に余裕のできた業務から、足りない優先業務へ人員の一時的調整が必要となる。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ
 (新型インフルエンザ等による健康被害が重篤である場合)



(出典) BCPガイドライン

上記の時系列イメージを前提として、本院の優先業務等を区分すると以下のとおりである。

2 強化・拡充業務

当該業務は、未発生期には生じず、海外発生期以降、新規業務として実施されるものである。本院における本業務は、以下のような業務が該当する。

(1) 危機管理体制の整備

ア 本院対策本部の立上げ、職員及び家族等の感染状況の把握、防疫業務の実施、感染地域の把握と当該地域への出張状況の把握、政府対策本部事務局との連絡調整等に係る業務がこれに当たる。

イ 本院において、発生時に危機管理を統括するのは本院対策本部であり、事務総長を本部長として官房各課の課長等により構成され、本部長の指揮により必要な措置を執ることとなる(⇒別添1参照)。

(2) 実地検査等対策業務

上記の危機管理業務のほか、出張対象箇所の感染状況の把握、出張の延期・中止の検討指示、出張中の体調不良者の把握と対応などの業務がこれに当

たる。

(3) 受検側への情報提供

本院の業務は、各府省等や国が出資している団体、都道府県などと密接に関係している。そのため、本院が実地検査の見直しを検討することや計算証明書類の提出等について制度の弾力的な運用をすることなどを新型インフルエンザ等の発生時必要に応じて受検側に通知するなど、会計検査による負担を軽減するために必要な情報提供を行うことを検討する。

3 一般継続業務

(1) 検査報告作成業務

ア 本院の主要な業務の中で、検査報告作成業務は、重要な法定業務であり、一般継続業務の中でも優先すべき業務と位置付けられる。

イ 検査報告作成業務には、主として、各検査課で実施する検査課業務、指摘案件報告業務及び決算の確認総括業務等がある。

ウ 検査課業務及び指摘案件報告業務については、実地検査の見直しや一部指摘案件の報告時期の見直しなどの対応が可能であるが、決算の確認総括業務等においては、業務縮小の余地がなく、7月末日の主計簿の締切後、検査報告の作成完了まで継続することとなる。上記の対応を踏まえつつ、内閣が法令上の期限までに検査報告等を国会へ提出できるよう、必ず検査報告を作成し内閣に送付するものとする。

エ 検査報告作成業務を実施するための具体的対応は、別途、実施細則において定めることとする。

(2) 各種情報システムの維持・運用業務

ア 本院における情報システムには、決算確認システムがあり、このシステムが正常に運用されることにより、決算の確認総括業務は可能となる。

イ LANやインターネット接続の正常な運用は、決算の確認総括業務はもとより、各種官房業務及び検査課業務等の前提となるものである。

ウ 上記ア及びイから、これら情報システム等の運用を確実に維持することが必要であり、発生期に業務継続に支障が出た場合には、必要な専門技術を有する職員を優先的に一時的調整するなどの措置も検討する。

(3) その他本院の機能を維持するために必要な業務

本院の一般継続業務には、上記の一般継続業務のほか、以下のような業務

も含まれる（例示）。

ア 発生時継続業務を実施、継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理、庶務的業務等）

イ 組織としての機能を維持するための基本的な業務である会計関連業務（予算、決算、調達、各種支払関係業務等）、国会関連業務（質問・資料要求対応業務）、福利厚生業務（健康保険等の業務、宿舍関係業務）、人事業務（給与、任用、庶務、服務業務等）

4 一般継続業務内での優先順位

- (1) 3(1)における「決算の確認総括業務等」と「指摘案件報告業務」は、それぞれ同時期に業務が集中することとなる。この場合、関係各課においては、まず決算の確認総括業務等を確実に実施し、その上で動員可能な人員を以って指摘案件報告業務を実施する。
- (2) 3(3)の「その他本院の機能を維持するために必要な業務」を実施する各課においては、最低限の本院の機能を維持する業務を実施しつつ、3(1)の検査報告作成業務を実施するために人員の一時的調整の要求があった場合には、原則、当該要求に従うものとする。

5 縮小・中断すべき業務

- (1) 前記2及び3に記載した以外の業務は、発生時、縮小・中断すべき業務とする。
- (2) 一般継続業務であっても、刻々と変化する状況等を勘案し、その緊急性及び必要性を検討した結果、早急に対応が必要でないと判断される業務等については、縮小・中断することとし、必要な業務にその人員等を振り向けるものとする。
- (3) 縮小・中断業務であっても緊急に対応する必要が生じた場合には、人員配分を調整の上、適切に対応するものとする。
- (4) 特に、集合研修や各種会合等、狭い空間に多人数の職員等を集めて実施する業務は、発生時、国内発生早期以降では、感染を拡大させる恐れがあることから、原則、延期ないし中止の措置を執るものとする。

第5 発生時における業務継続体制の確保

1 発生時における本継続計画の実施責任者等

- (1) 発生時、国内発生早期以降では、実地検査の見直しや一般継続業務以外の業務の縮小・中断が検討されることとなる。また、必要に応じて、優先業務へ人員を一時的に調整する等の対応が必要となる。
- (2) それらの事態が発生した場合、本継続計画に定められる事項の決定責任者は、官房にあっては事務総局次長、各局にあっては局長とする。
- (3) 各課長及び上席調査官は、本継続計画の実施責任者として、決定責任者の判断を確実に実施するものとする。
- (4) 局間及び官房と局との間の人員の一時的調整については、事務総局次長が決定するものとする。

2 発生時における本継続計画実施のための意思決定過程

- (1) 各課長等は、情報を収集、評価し、出張・業務等の見直し及び人員の一時的調整の要否等を検討する。各課長等は、検討の結果、上記の措置が必要だと判断した場合には、その判断結果を、官房では上席企画調査官、各局では監理官を通じて上申する。
- (2) 官房にあっては事務総局次長、各局にあっては局長が、各業務及び出張の見直しを決定し、また、要員の一時的調整等の指示を行うものとし、事務総長にその決定内容を報告する。
- (3) 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）の所掌課や人員の一時的調整を求められた課等の本継続計画の実施責任者は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力するものとする。
- (4) 意思決定に当たっては、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深める通知を出すことなども検討する。
- (5) その他意思決定に係る手続及び事務の流れ等については、別途、実施細則において定めることとする。

3 決裁権者等が欠勤せざるを得ない場合の対応

(1) 決裁の代行

ア 意思決定権者である幹部職員が感染しないよう決裁手続を簡略化したり、報告等で接する者にマスク着用を義務付けるなどの措置を講ずる。

イ それでも意思決定権者が感染するなどして欠勤することも想定される。その場合には、会計検査院文書管理規程（平成13年3月28日制定）に基づき、直近下位の者が代決を行うか、又は人事課において事務取扱の発令を行うことにより対応する。

ウ 代決が行われた場合、可能な限り早期に、電話又はFAX等により意思決定権者に報告するものとする。

(2) 会議の代理主催等

ア 本院の指摘案件報告業務における各審議の過程では、各段階での検査報告委員会等において議決等が必要となる。この場合、会議を主催する幹部職員が感染等で出席できない場合には、当該会議の代行者を選定しなければならない。そのため、主要な会議における代行者をあらかじめ明確にしておくこととする。

イ 各会議における代行者については、別途、実施細則において定めることとする。

4 人員の一時的調整に当たっての留意事項等

(1) 人員の一時的調整を行うに当たっては、財務検査第1課、財務検査第2課等が行う決算の確認総括業務等については、同課の要請に基づき、業務経験者を優先的に調整することなどについて、感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うものとする。

(2) 上席情報システム調査官の業務については、上記業務との関連で高度な専門技術が要求されることから、また、給与関連業務等については、専門性、正確性が要求されることから、上記と同様に、必要な技術を有する者を優先して一時的に調整することを検討する。

(3) 各検査課及び官房における人員の一時的調整においては、原則、それぞれ局内及び官房内で人員の融通をするものとする。

(4) 人員の一時的調整においては、業務の内容に比較的共通性のある、例えば、防衛検査第1～3課内での融通、厚生労働検査第1～4課内で融通することを優先的に検討する。

5 在宅勤務の実施等について

(1) 本人は感染していないが、家族等に感染者が出て出勤停止となった場合や感染すると重篤化する恐れのある持病を有する者などにとっては、新型インフルエンザ等の発生後、国内感染期に移行するような状況にあつては、勤務可能なのに出勤できないという状況も考えられる。また、そのような事情がなくとも、在宅で勤務することは感染抑止という観点からも有効である。

(2) 出勤しなくとも自宅で業務が行えるよう、業務関連データ等を自宅に送付したり、モバイル端末を持ち帰って自宅で作業等ができるように、情報セキ

セキュリティポリシーの関連部分等を周知するとともに、テレワーク等自宅で勤務するための体制を整備することが必要である。

- (3) 感染の機会を低減するため、在宅勤務と合わせ、時差通勤の奨励や休暇取得の要請についても感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うこととする。

6 業務に関連する情報システム等の運用の確保

- (1) 決算確認システムや院内LANシステム等業務関連情報システムの安定的な稼働の確保は、発生時、本院の業務を継続するための基礎となるものであり、新型インフルエンザ等の国内感染期にあっても中断することができないものである。
- (2) これら情報通信に係るインフラは、地震などの災害による場合と異なり、設備的な損害はなく、要員の確保が最大の問題となる。
- (3) 本院の情報システムの運用及び管理は、多くの部分を外部の専門業者に委託しており、当該委託業者が策定する業務継続計画を確認するなど、国内感染期においても、支障なくシステムを稼働できる体制となっているか常に把握する。
- (4) 発生時においては、本院の担当職員と外部委託業者との間で一層の連携を図るものとする。

第6 業務継続計画の実施

1 業務継続計画の発動と運用

- (1) 本院では、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、事務総長は本院の対策本部を立ち上げるものとする。
- (2) 対策本部設置後、速やかに必要な情報を収集するとともに、本継続計画を発動するものとする。また、内閣官房におかれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、必要な情報を収集、共有し、感染拡大の状況を見定めて必要な措置の実施に係る検討を行うこととする。
- (3) 初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いので、出張業務については、発生地域などの情報収集を確実に実施し、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。

2 柔軟な対応

政府対策本部が国内発生早期を宣言した以降において、本継続計画における決定責任者及び実施責任者は、本継続計画を実施するに当たり、発生時の各段階に対応した画一的な対応を執るのではなく、発生している地域、毒性の強弱、感染力、院内及び受検側の感染者の状況等を踏まえて、人員の一時的調整、実地検査の体制を柔軟に変更するなどして対応するものとする。

3 院内連絡体制の確保（⇒別添2参照）

- (1) 本継続計画の運用に当たっては、正確な情報の収集と当該情報の評価、分析が必要となる。職員本人又はその家族が感染ないし感染の疑いがある場合には、出勤の停止等の検討も必要となる。
- (2) (1)の場合、職員は携帯電話等を用いて所属課等の職員に一報を入れる。所属課の実施責任者は部下及びその家族の感染の有無を確認後、官房各課は厚生管理官へ、各検査課は監理官及び厚生管理官へ連絡するとともに、新型インフルエンザ等集計表システムに入力する。
- (3) 厚生管理官は、収集した発生情報等を集約して官房各課及び各局監理官へ発生状況を連絡するとともに、イントラネット、課室メールボックスへのメール及び放送等により院内に周知し、次長及び各局長等はそれらの情報を踏まえて、要員の一時的調整及び出張の見直しの判断をするものとする。

4 通常体制への復帰

- (1) 政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、本院対策本部は、基本的には、通常体制への移行を検討することになる。ただし、本院の職員及び家族の感染状況、実地検査対象地域における終息の状況等を踏まえて、引き続き本継続計画の運用下で必要な対策を執ることを妨げない。
- (2) 発症した職員の多くは治癒するため、これら職員も就業可能となることが想定されるが、小康状態の後、新型インフルエンザ等流行の第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等により患したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。
- (3) (2)の可能性も考慮し、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する必要がある。

第7 業務継続のための良好な衛生環境等の確保等

1 庁舎内の衛生環境の確保及び入庁管理の徹底

(1) 感染経路

ア 現在、主な感染経路として考えられているのは、飛沫感染と接触感染である。

イ 飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排出するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

ウ 接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつ、その手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

エ 上記2つの感染経路を想定し、以下の対策を可能な限り実施する。

(2) 対人距離の保持

最も重要な感染対策は、咳、くしゃみによる飛沫感染対策のために、対人距離を保持することである。通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。そのため、以下のような対策を検討する。

・ 職場においては、休暇取得者、休職者、在宅勤務者、自宅待機者等の増加により人員が縮小することから、空いた空間を活用して、出勤している職員を物理的に離すこととする。（座席の一時変更、パーティション設置、会議室等の利用など）
・ 食堂の座席間の距離を離す。
・ 各職員の感染を防止するため、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないことを徹底する。

(3) マスク着用

患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果

があったとする報告もある。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 |
| <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ発生時に職場で使用するマスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。 |

(4) 手洗い

ア 外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。

イ 60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅することから、庁舎の入り口に速乾性擦式消毒用アルコール製剤を準備し、庁舎への入場者はそれを必ず使用することとするなどの対策をする。

(5) 咳エチケット等マナーの徹底

風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。 |
| <ul style="list-style-type: none">・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。 |
| <ul style="list-style-type: none">・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。 |

(6) 清掃・消毒

- ア 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられている。
- イ 感染者の接触場所を清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができることから、PFI事業者等に依頼するなどして、通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特にドアノブ、スイッチ、階段の手すり、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃及び執務室内のテーブル、椅子等の清掃を、最低でも1日1回以上行うことを検討する。
- ウ 発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を職員が行うことも想定して必要な対策を検討する。

2 必要な物資の確保

- (1) 庁舎内の衛生環境の確保のために必要なマスク、各種消毒用アルコール製剤、感染防止衣等の購入については、原則、急遽職場で使用する必要が生じたものなどについては、予算の範囲内で優先的に購入することを検討する。
- (2) 通勤時などに使用するマスクや携帯用消毒薬などは、原則、職員個人が購入することとなる。
- (3) マスク等が急遽必要となった者や来庁者に配布したりするためのマスク等については、本院があらかじめ購入しストックしておくものとする。

3 職員又は職員の家族が感染又は感染の疑いがある場合^(注2)の対応

- (1) 職員本人及びその家族が感染の疑いがあるか、感染している場合には、実施責任者等は、本院の情報伝達フローチャート（⇒P16 第6-3及び別添2参照）に従い、適切に連絡を行うとともに、発熱相談センター等の指示を受けるなどして適切に対応するものとする。
- (2) 一般的に想定される事態に対する原則的な対応については、別途、実施細則において定めることとし、想定外の事態については、別途本院対策本部において感染の状況などを踏まえつつ、検討の上対応するものとする。
- (3) 感染又は感染の疑いが確認される態様には、様々に異なった状況が予測される。そのため、対応に当たっては、職員等の安全を確保し、感染の拡大を最小限にするために最善と思われる措置を講ずるものとする。

(注2) 感染の疑いがある場合 「38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等」が想定されるが、新型インフルエンザが実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表するので、公表された症状と同様な症状が出た場合をいう。

4 医務室の業務継続

職員が、職場でインフルエンザ様症状を発症して新型インフルエンザ等感染の疑いがある場合には、まず医務室にて検温等の措置を執ることが考えられ、また、院内で感染の疑いのある者が出た場合には、医務室が発熱相談センター等関連機関との連絡調整、重症患者への応急処置など初動の措置を執らなければならないことから、医務室の機能を維持することは重要である。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関等との調整

本継続計画策定後、業務遂行上関係のある受検側の府省、政府出資法人、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

2 公表・周知

- (1) 本院は、策定した本継続計画を公表し、必要に応じて、外部の関係者に対して説明を行う。
- (2) (1)により、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断することもあり得ることや受検側の申出により各種制度の弾力的な運用もあり得ることなどを受検側に周知する。

3 教育・訓練

- (1) 本継続計画の実施責任者等は、発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、必要に応じ教育・訓練を行う。
- (2) 庁舎内において発症者が出た場合に対応する医務室職員、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、適切な個人防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。

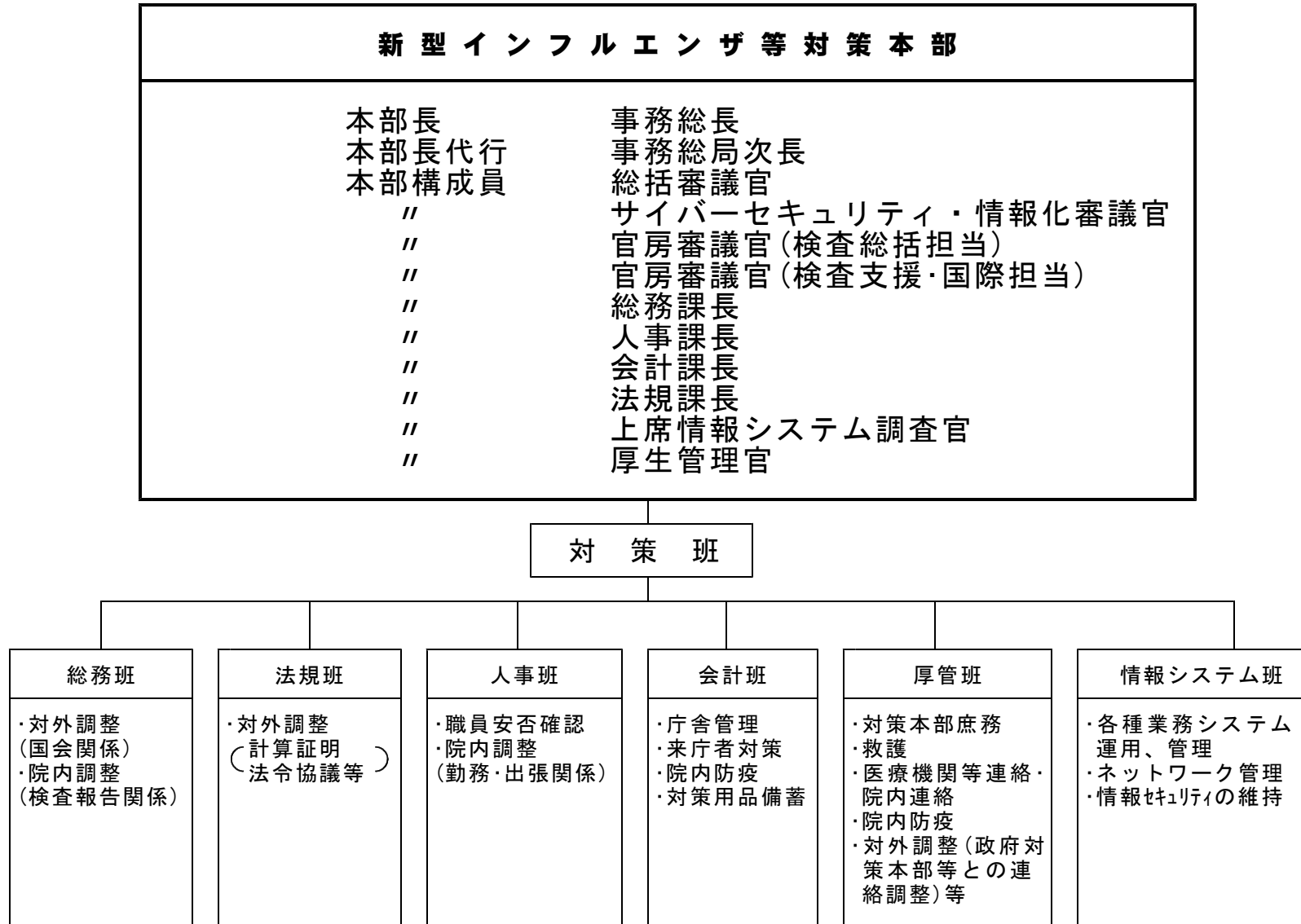
練を行う。

4 点検・改善

- (1) 本継続計画の策定後、本院の実施責任者等は、対策本部構成責任者の連絡先、物資やサービスの調達先その他必要な情報の更新状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。
- (2) 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、教育・訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本継続計画の修正を行う。

(別添1)

新型インフルエンザ等対策本部構成図 (⇒計画本文 第15(2)参照)



(別添2)

情報伝達フローチャート

(⇒計画本文 第15(2)、第63、第73参照)

